

# 油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 21

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

57.11 発行



高知県清水漁協地先

## も く じ

I	中央審査会の動き	2
II	専門委員会の検討結果について	4
III	原因者不明による漁場油濁被害防止対策の強化について	5
IV	監視機構の事例「昭和56年度のり漁場油濁監視等実施要領」	12
V	豊かな海づくり大会（漁場保全功績団体の紹介）	16
VI	中央審査会委員の異動	23
VII	沿岸漁業と環境	24
	— 開発の意義を問う —	24

## I. 中央審査会の動き

### ○ 昭和57年度第2回中央審査会

昭和57年8月5日本年度第2回中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等8件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回は漁業被害関係1件（長崎県対馬西海岸地区のヒジキの油汚染被害）と防除清掃のみのもの7件であった。対馬西海岸地区については地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では次のような点について指摘があり、審議検討された結果別表（その1）のとおり認定された。

- (1) 高知県南国市地区のジープと東京都大島地区のマイクロバスのチャーター料に格差がありすぎるのは何故か。（ジープは回収油の運搬に1日中油にまみれ拘束使用されたのに対し、マイクロバスは作業員、資材の運搬に朝夕の1往復に使用されたもの。）

〔その1〕 昭和57年度第2回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容
鹿児島県 種子島地区	57. 5. 7	不明	西之表市東海岸一帯	西之表市漁協	防除清掃
長崎県 対馬西海岸地区	5. 8	船舶	唐崎, 網島漁協地先	唐崎, 網島漁協	ひじきの被害
東京都 大島地区	5.10	不明	差木地漁協地先 トウシキ海岸外	差木地漁協	防除清掃
長崎県 対馬西海岸地区	5.20	船舶	厳原漁協 豆酸, 久根浜海岸	厳原漁協	"
長崎県 上五島地区	5.24	"	有川漁協地先蛤海岸	有川漁協	"
東京都 大島地区	6. 3	不明	差木地漁協地先 トウシキ海岸	差木地漁協	"
鹿児島県 奄美大島地区	6.18	"	大和村漁協地先海岸	大和村漁協	"
高知県 南国市地区	7. 3 5	"	南国市浜改田 赤岡町漁協地先海岸	浜改田, 赤岡町漁協	"
計					漁業被害 1件 防除清掃 7件

〔その2〕 昭和57年度第3回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容
鹿児島県 徳之島地区	57. 7. 7	不明	伊仙町漁協地先海岸	伊仙町漁協	防除清掃
鹿児島県 種子島地区	7.17	"	南種子町漁協地先 海岸	南種子町漁協	"
鹿児島県 奄美大島地区	7.31	"	竜郷町漁協地先海岸	竜郷町漁協	"
計					防除清掃 3件
57年度累計					漁業被害 1件 防除清掃 10件

(2) 対馬西海岸地区の唐崎漁協と綱島漁協は隣接しているにもかかわらず県漁連から仕入れのA重油の単価に格差があるのは何故か。(仕入値は同じでも漁協毎の取扱手数料が異なるためである。)

その他報告事項として、昨年の北海道々東地区の件について原因者がソ連船ではないかとの疑いで救済金の交付を留保していたが、その後外交ルートを通じ事実関係の究明に努めたが確証が得られなかったため、原因者不明として6月に救済金を交付した。

○ 昭和57年度第3回中央審査会

昭和57年10月6日本年度第3回中央審査会が開催され、鹿児島県徳之島地区等3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程された案件は防除清掃のみのもので原案どおり別表(その2)のとおり認定された。

そのほか、8月25日開催の第7回専門委員会の審議結果を報告した(別掲)。

申 請		認 定		備 考
漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
— 円	2,421,600 円	— 円	2,421,600 円	
10,474,247	—	10,474,247	—	
—	1,221,470	—	1,221,470	
—	921,321	—	921,321	
—	49,040	—	49,040	
—	1,034,440	—	1,034,440	
—	2,430,040	—	2,430,040	
—	1,278,330	—	1,278,330	
10,474,247	9,356,241	10,474,247	9,356,241	

申 請		認 定		備 考
漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
— 円	581,325 円	— 円	581,325 円	
—	6,597,590	—	6,597,590	
—	1,214,700	—	1,214,700	
—	8,393,615	—	8,393,615	
10,474,247	17,749,856	10,474,247	17,749,856	

## Ⅱ. 専門委員会の検討結果について

昭和 57 年 8 月 25 日中央審査会のなかに設置されている専門委員会が開催され、課題となっていた次の事項について検討された。

### I. 沖合漂流油による汚染の被害確認方法

(要 旨)

沖合で操業中、漁具又は漁獲物が油により、汚染したときの被害の確認をどうするか。

(検討結果)

原則として汚染物の全量を持ち帰り、漁業被害状況につき、公的機関の確認をうけること。

### Ⅱ. のり養殖業の被害額計算に係る端数整理について

(要 旨)

金額や数量の数値のとり方を統一しておく要がある。

(検討結果)

次のようにする。

#### 1. 金額について

- (1) 被害額(単位, 円)は整数で計上し, コンマ以下は切捨てとする。
- (2) 乾のり1枚当りの価格及び同未必経費の額は, コンマ以下2位までを計上し, 以下切捨てとする。ただし, 未必経費の計算は, 経費毎にコンマ以下4位までを計上積算し, コンマ以下2位までを求める。

#### 2. 数量について

- (1) 被害生産枚数は整数で計上し, コンマ以下は切捨てとする。
- (2) 1さく当り生産枚数は, コンマ以下1位までとし, 2位以下切捨てとする。

### Ⅲ. 原因者不明による漁場油濁被害防止対策の強化について

#### Ⅰ. 現 状 認 識

関係者の努力にもかかわらず、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海を中心とする内海・内湾においては、油濁被害の恒常的な発生がみられるほか、タンカー・ルートにおける不法投棄が原因と考えられる廃油及びオイル・ボールが沖縄諸島・薩南諸島・五島列島・対馬及び伊豆諸島等へ常襲的に漂着している。

財団法人漁場油濁被害救済基金が発足して以来、昭和50年度から56年度までの7カ年にわたる被害救済の累計実績額は、1,874百万円（漁業被害認定額1,171百万円・防除清掃費703百万円、7カ年累計発生件数453件）という多額な被害に達している。

最近における油濁被害の発生件数は、減少の傾向にあるものの、今後ともこの傾向が継続する保証がなく事故が頻発する可能性があることを我々漁業者として強く認識しておく必要がある。

よって、全漁連に設置した「油濁防止対策懇談会」の論議と検討の結果を踏まえて、原因者不明による漁場油濁被害の防止を期するため、今後重点的に推進すべき対策の基本事項として、次のとおり集約することとし、海域別の油濁事故発生の経緯とその実態を勘案のうえ、逐次これを全国的に実行・推進していくものとする。

#### Ⅱ. 推進すべき基本対策

##### 1. 不法投棄の取締強化

本問題の根本的な解決を図る方策の基本は、徹底的に取締体制を強化し、不法投棄の根絶を期する以外にない。不法投棄の海上取締りの困難性・限界性が指摘されるところであるが、海上保安当局による監視取締体制が拡充強化され、無法者の徹底的な追及が行われるよう、特に次の諸点について関係当局に対して強く要望していくものとする。

- (1) タンカー・ルート海域をはじめ東京湾・伊勢湾・瀬戸内海を重点取締海域にすること。

- (2) 最近問題海域となっている沖縄諸島・薩南諸島・五島列島・対馬海岸に漂着の廃油等事故の未然防止対策として、国、特に海上保安当局は台湾・韓国当局との国際的な提携を強化し、または共同パトロールの実施強化等を展開し、原因者の究明もしくは不法投棄の取締り体制を強化すること。
- (3) 内海・内湾のノリ養殖シーズンにおける昼夜兼行にわたる取締り当局の組織的・広域的な監視・取締りの重点実施を図ること。

## 2. 監視体制の強化

原因者不明による漁場油濁事故の実効ある未然防止を期するためには、上記1の海上における取締り体制の強化と連動した官民一体の監視体制をつくり上げる必要がある。

このため、海上保安当局をはじめ各海上保安部署、水産関係行政機関等の指導・援助のもとに、我々漁協系統組織との連携を密にした漁業者組織自からの主体な監視体制づくりに努める運動を全国的に展開し、漁業及び漁場被害の未然防止を期した次の諸対策を推進するものとする。

### (1) 県を一円とした監視機構の確立

オイル・ボール、廃油の漂着等により被害発生のおそれの高い都道府県にあっては、過去の被害実態等に応じて、漁業者 --- 漁協 --- 県漁連（地方基金も含む）による県を一円とした監視機構の組織づくりに努めるものとする。

### (2) 監視機構の主要な役割と機能

#### ① 早期発見・早期通報体制の確立

ア. 洋上、内海、内湾における廃油、オイル・ボールの早期発見・早期連絡通報は、事故発生 of 未然防止につながる基本対策であるので、漁業者及び漁協の理解と協力のもとに、発見・通報の連絡体制の確立を推進する。

イ. 漁場、漁協単位ごとの漁業者自からのモニター体制の整備を通じて情報の収集・連絡体制に万全を期すとともに、特にノリ養殖期間中においては水産関係機関等の援助を前提とした航空機及び官公庁船等による定期的な監視体制づくりを行うことによつて、被害発生 of 未然防止を推進する。

#### ② 油濁等被害発生の場合の緊急対応と措置

油濁等による被害が発生した場合、周辺漁場に対する被害を最少限にくだ

止める等、その初動・緊急通報及び現場における出動・処理の万全なる体制づくりに当たるものとする。

③ 防除資器材の整備と備蓄

油濁による漁業被害の防止または軽減を図るため、国・県等の助成措置と指導を得て、防除資器材の計画的な整備と備蓄を進めるものとする。

3. 広域監視と連絡体制の整備

(1) 油が有する広域拡散の特性、漂流油の規模及びその位置的状況によっては、被害が地元県のみならず、隣接県漁場への影響が考えられる瀬戸内海・伊勢湾・東京湾等の所謂内海・内湾関連地域においては、取締当局・水産行政機関の指導と協力のもとに、関係県漁連（地方基金も含む）の参画した広域的な連絡と監視体制の組織づくりに努め、油濁による漁業被害の未然防止対策を推進する。

(2) 当面の重点海域は、瀬戸内海とすることとし、上記(1)の考え方に基づく恒常的な組織体制づくりを推進するものとする。

4. 未然防止の啓蒙・教育活動

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海等は船舶が輻輳し、油濁事故発生の常襲的な海域である。これら内海・内湾を重点海域として、官民一体による油濁事故の未然防止に関する啓蒙・教育活動を展開するものとする。

(1) 事故発生未然防止に関する啓蒙資料等の作成・配布

油濁事故等が発生した場合、漁業・漁場に甚大な被害と影響を及ぼすことについて船舶・海運業界及び関係企業の理解を深めるため、漁協系統組織自から「地先漁場の利用実態」や漁業者の立場から「事故発生の未然防止を喚起した諸資料」を作成し、その配布を通じて油濁等による事故発生 of 未然防止に関するPR活動の展開に当たるものとする。

(2) 行政機関の協力による指導徹底

海上保安庁・各海上保安部署、運輸省海運局・船舶局等が実施の船舶所有者・乗組員を対象とした各種研修会・海技資格取得試験（免許更新も含む）・同修練会等の場を通じて、海洋汚染防止法令遵守意識の高揚、油濁事故を起こさせないという自覚と責任感が徹底されるよう運輸省当局をはじめ関係行政機関

の協力・指導方を要請するものとする。

(3) 海上公害取締部署の巡回及び訪船指導の強化

原因者不明の漁業被害が頻発する東京湾・伊勢湾・瀬戸内海においては、内航小型船の不法投棄に原因するものと推定される。特に、内航小型船はその隻数が多いため、組織的な啓発・指導を行ない難い実状にあるが、海上公害取締部署の全面的な理解と協力を得ることを前提として、内航小型船の根拠港に対する巡回並びに訪船指導の強化が図られるよう強く要請し、不法投棄の根絶とその抑止効果を期するものとする。

(4) 環境保全団体との連携強化

瀬戸内海の特殊性、また同海域を重点海域として、廃油等の不法投棄の根絶をはじめとした海洋汚染の防止及び海洋環境保全の意識が高揚されるようとくに「瀬戸内海水産開発協議会」、「瀬戸内海環境保全協会」の支援・協力方を要請するものとする。

5. 防除清掃物の処理・処分上の課題

(1) 回収廃油等の処理施設の整備

回収油・汚染された水産物・諸資材・諸施設等の処理・処分に当たり、各種の制約を有する地域が多い。このため、このような問題を有する地域にあっては、地元県及び関係市町村等の協力を受け、防除清掃物の焼却施設を整備する対策を推進するものとする。

(2) 専門処理業者等との特約措置

廃油等回収された防除清掃物は、その性質上、高温・高熱処理施設によりその処分に当たり、二次公害を起こさないことが肝要であるが、漁村及び沿岸域にはこれらの受入処分設備が未整備の実態にあるので、県内の専門処理業者及び関係市町村施設での受入れ処分ができるよう事前に協議しておく等事故発生時の処理・処分が充分に対応できるように配慮しておくものとする。

Ⅲ. 廃油の不法投棄の取締り強化等に関する「統一要望書」及び要請活動

全漁連内に設置した「油濁防止対策懇談会」の検討結果に基づき、当面の運動として原因者不明の漁場油濁被害に見舞われている「東京湾」・「伊勢湾」・「瀬戸



内海」及び「沖縄諸島」・「薩南諸島」・「五島列島・対馬」・「伊豆七島」周辺海域と関係する各都府県漁（指）連会長名とともに、全国の漁協系統組織を代表して全国汚水協会長名・全漁連会長名の連名をもって、取締り当局等による監視・取締りがさらに拡充・強化されることを重点内容として盛り込んだ下記の「統一要望書」により、要望事項が実現されるよう一斉に要請活動を展開した。

なお、要請活動に当っては、中央及び地方が次のとおり分担のうえ、それぞれ下記あてに要望書を提出した。

## 1. 要 請 先

### (1) 中央（全国汚水協会長名・全漁連会長名）

- ① 運輸大臣・海上保安庁長官，海上保安庁警備救難部長
- ② 農林水産大臣，水産庁長官，水産庁研究部長

### (2) 地方（各都府県漁（指）連会長名，全国汚水協・全漁連会長名）

- ① 各管区海上保安本部長
- ② 各海上保安部・署長
- ③ 都府県知事，都府県水産主務部長

## 2. 統 一 要 望 書

### 要 望 書

我が国周辺海域の油による海洋汚染の発生件数が減少の傾向にあることは、我々漁業者としては規制の強化もさることながら、官民一体化の海洋汚染防止対策の滲透とその成果が反映したものと認識するものであります。

しかしながら、原因者不明による油汚染の発生件数は、全体の3分の1弱を占め、依然として悪質かつ巧妙な不法投棄の多い事実を無視し得ず、断じてこれを容認できるものではありません。

我々漁業者は、漁場及び沿岸海域への何時起るとも分らない原因者不明による廃油の漂流・漂着により、瞬時にしてノリ養殖業をはじめ沿岸漁業等に対する甚大な被害にさらされかねないという不安と危惧感を抱きつつ、海を唯一の生産基盤として生計を営む者であります。

洋上及び沿岸海域の監視・取締りに当っては、その困難性・限界性が指摘され

るところであります。不法投棄の根絶と原因者不明による漁場油濁被害の未然防止を図る見地から、国及び関係当局におかれては監視・取締体制をさらに拡充・強化されるようお願い致しますとともに、特に下記事項の実施促進方について特段のご配慮を得たく、ここに強く要望申し上げる次第であります。

## 記

### 1. 重点取締海域の設定と不法投棄対策の強化

(1) タンカー・ルート海域をはじめ船舶航行の輻湊海域における不法投棄等により常襲的かつ恒常的に油濁被害の発生に見舞われている、

① 沖縄諸島・薩南諸島・五島列島及び対馬周辺海域並びに伊豆七島海域

② 東京湾・伊勢湾・瀬戸内海

を重点取締海域にされること。

(2) 廃油・ボール被害の常襲化している沖縄諸島・薩南諸島・五島列島・対馬及び伊豆七島における油濁事故の未然防止対策として、特に大型のタンカー及び一般船舶のシー・レーンと関係する台湾・韓国当局等との国際的な提携を推進され、又は共同パトロールの展開等を実施して、原因者の究明・不法投棄の監視・取締体制を拡充・強化されること。

(3) 内海・内湾のノリ養殖業等に対する甚大な油濁被害及び被害漁業者の計りしれない痛苦があるため、特に瀬戸内海を中心としたノリ養殖シーズンにおける昼夜兼行にわたる間断のない広域的・機動的な監視・取締りの重点実施を図られること。

### 2. 罰則の強化

廃油等の不法投棄の根絶を図るため、悪質な違反者に対しては、厳罰が課せられるよう関係法令を改正のうえ、罰則の強化を講ぜられること。

### 3. 油濁事故の未然防止に関する啓蒙・教育の強化

(1) 不法投棄による事故の未然防止とその減少を期するためには、一義的には海事関係者自からのモラルを向上させる必要がある。

このため、船舶所有者・乗組員等を対象に国並びに関係当局が開催のあらゆる研修会等を通じて、海事関係法令の遵守等油濁事故の未然防止意識が高

揚されるよう啓蒙・教育の徹底・強化を図られること。

- (2) 原因者不明の油濁被害が頻発する瀬戸内海をはじめとした内海・内湾においては、内航小型船の不法投棄が原因するものと推定されるため、これら内航小型船の根拠地に対する巡回及び訪船指導を強化され、油濁事故の未然防止を図られること。

4. 防除清掃物の処理・処分施設の整備

原因者不明の油濁事故による回収後の防除清掃物は、特に廃油・ボールの不燃性等難点があるため受け入れ施設が限定される等処理・処分上の諸制約を受ける実態にありますので、予算措置を講ぜられ、漁港の機能施設あるいは油濁常襲市町村の処理施設として整備され、本処理・処分の円滑化を図られること。

昭和 57 年 11 月 日

東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号

全国汚水公害対策協議会  
会長 宮原 九一

全国漁業協同組合連合会  
会長理事 宮原 九一

関係海・湾

「各都府県漁(海)漁業協同組合連合会会長名」

## Ⅳ. 監視機構の事例「昭和56年度のり漁場 油濁監視等実施要領」

### — ◇千葉県水産部・千葉県漁業環境整備基金◇ —

(目的)

第1 この要領は、東京湾域におけるのり漁場の油濁等による被害を未然に防止するため、のり養殖期間中、関係者の協力体制のもとに、航空機及び船舶等による監視を行い、情報収集及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、漁場の保全を図り、もって、のり漁業の振興に資することを目的とする。

(県が行う漁場監視)

第2 監視は、次により行うものとする。

#### 1. 航空機により監視

- (1) 使用航空機名 セスナ式150型
- (2) 航空機会社 新中央航空株式会社
- (3) 飛行場所在地 竜ヶ崎飛行場，竜ヶ崎市半田町3177
- (4) 監視時間等

ア. 昭和56年10月15日から昭和57年3月20日までの157日間

監視期間	日数	1日当たり監視時間	時間数	離陸
10.15～11.15	32日	40分	2,560分	午前
2.17～3.20	32日	40分		9:30
11.16～2.16	93日	65分	6,045分	"
計	157日	40～65分	8,605分	9:30

#### 1. 監視範囲及びコース(省略)

#### 2. 船舶による監視

- (1) 使用船舶名 11号七四郎丸(CB2-85020)

- (2) 船 長 鈴木松夫
- (3) トン数・馬力数 9.86トン ディーゼル80馬力
- (4) 基 地 千葉港・(木更津港)・大貫漁港
- (5) 監視期間等

ア. 昭和56年10月15日から昭和57年3月20日までの154日間(昭和57年1月1, 2, 3日を除く。)

イ. 1日当たり監視時間

千葉港・大貫漁港を交互に基地とし、木更津港を補助基地として、毎日午前7時から17時までの10時間を標準とする。

ウ. 監視範囲及びコース(省略)

(油濁等被害発生の場合の措置)

第3 油濁等による被害の発生又は被害発生のおそれがあると認められるときの分担業務、連絡、処理、調査体制及びその他の必要な措置は、次により行うものとする。

1. 分 担 業 務

関係機関の行う分担業務は、次のとおりとする。

ただし、被害の円滑かつ迅速な処理を図るため、各機関は相互に協力し合うものとする。

機 関	分 担 業 務
水 産 課	1 通報の受理，関係機関への通報 2 対策本部の設置，廃止 3 情報収集，被害発生の確認 4 監視，被害防除等の指導 5 関係機関との連絡調整 6 現地指導 7 被害調査
裁 培 漁 業 課	1 被害漁場の再生産指導 2 その他対策本部からの協力依頼事項
館 山 水 産 事 務 所	1 情報収集，連絡，被害発生の確認 2 被害防除等の現地指導

機 関	分 担 業 務
館山水産事務所	3 被害漁場の再生産指導及び応急対策 4 被害調査 5 その他対策本部からの協力依頼事項 (必要な場合の所属船舶の出動要請を含む)
水産試験場	1 情報収集, 連絡, 被害発生の確認
水産試験場のり養殖分場	2 被害防除等の指導(主として技術的事項) 3 被害漁場の再生産指導及び応急対策 (主として技術的事項) 4 被害調査(主として技術的事項) 5 その他対策本部からの協力依頼事項 (必要な場合の所属船舶の出動要請を含む)
(財)千葉県漁業環境整備基金	1 情報収集, 連絡及び被害発生の確認 2 被害の防除等の現地指導 3 通報及び報告 4 被害調査
ブロック別幹事漁業協同組合	1 情報収集, 連絡及び被害発生の確認 2 通報及び報告 3 漁場の汚染状況の監視 4 被害の防除活動の協力, 実施 5 被害調査 6 県からの指導及び協力依頼事項
関係漁業協同組合	1 情報収集, 連絡及び被害発生の確認 2 通報, 報告及び被害の届出 3 漁場の汚染状況の監視 4 被害の防除活動の実施 5 被害調査 6 県からの指導及び協力依頼事項

2. 連絡事項及び油の濃度基準

関係機関は, 別記2「連絡事項」(省略)及び別記3「油の濃度基準」(省略)

により連絡し、また、連絡及び処理の経過を別記5「油発見連絡簿」(省略)により記録しておくものとする。

3. 連絡体制(省略)

4. 調査体制

- (1) 県の機関は、被害漁場の再生産指導等を行うほか、被害漁協等の要請により被害調査を行うものとする。
- (2) 漁業協同組合は、被害当事者としての被害調査を行うものとする。
- (3) 被害調査は、県、財団法人千葉県漁業環境整備基金及び被害漁協が共同して、行うことができるものとする。

5. その他指導事項

県は、被害防除の技術及び必要な知識の啓もう普及を図るため、おおむね次の事項について研修の実施又は実務資料等を作成し、漁協等を指導するものとする。

- (1) 監視及び情報収集
- (2) 被害の防除方法(資器材の取扱方法等)
- (3) 通報、報告又は届出の方法
- (4) 原因の判定方法
- (5) 試料の採取方法
- (6) 緊急に措置すべき事項
- (7) 被害調査の方法

(防除資器材の備蓄)

第4 防除資器材は、別記4「流出油防除資器材保管場所及び備蓄量」(省略)のとおり備蓄する。

消耗資材は、使用のつど補給するものとする。

## V. 豊かな海づくり大会

(漁場保全功績団体の紹介)

昭和57年7月27日(火)、第2回豊かな海づくり大会が皇太子殿下、同妃殿下の御臨席を賜り、兵庫県城崎郡香住町において盛大に挙行された。

今大会では栽培漁業に功績のあった6団体と漁場保全に功績のあった3団体が、それぞれ表彰された。漁場保全功績団体として大会会長賞をうけたのは兵庫県神戸市漁業協同組合、農林水産大臣賞は福井県小浜市漁村青壮年連合協議会、水産庁長官賞は山口県平生町漁業協同組合であった。以下に漁場保全功績表彰団体の功績を紹介する。

兵庫県神戸市漁業協同組合(大会々長賞)

### 1. 推せん理由

神戸市漁業協同組合は、昭和34年10月神戸市内の明石海峡に面する7漁協が組合機能を集約し、組織の力を総合的に発揮するために合併設立されたもので、その事業内容及び規模ともに県下有数の組合である。

地域内の漁業形態は底びき網、船びき網、一本釣、ひきなわなどの漁船漁業と、のり・わかめの養殖漁業等多種多様にわたっているが、特に、漁場の管理保全を組合における指導事業の最重点事項として位置づけ着実にその成果をあげている。ちなみに、本組合は生産研究課に漁場環境調査の専任職員を配し、分析施設の整備を図って高度な調査活動を行い、併せて県水産試験場の指導を得て、水質状況に応じた効果的なのり養殖漁場の自主管理を行うとともに、更に病虫害の発生及び流出油事故等による漁業被害の軽減を図る等の指導も十分に行い、近年における兵庫県の「のり養殖業」の著しい発展に先駆的役割を果たした。

また、赤潮情報交換事業及び漁業公害調査指導事業を積極的に実施し、地域の指導的役割を果たすとともに漁港及び周辺漁場の赤潮プランクトンあるいは水質調査にもとづく適確な情報提供により、垂水漁港が活鮮魚流通基地としての機能を十分に発揮するための重要な使命を担っている。

一方、海洋レジャー人口の増加に伴ない海岸等に投棄される廃棄物量の増加は、



漁港の機能を低下させるのみならず漁村環境の美化をそこなうため、本組合は神戸市と協力して市民並びに県民等のいこいの場として須磨浦に「海つり公園」を設置し、廃棄物の投棄防止に効果を上げるとともに、漁港においては、遊漁者のためにごみ箱を設置し精力的に海面及び岸壁等の清掃を行い、漁村の環境美化に努めている。

上述のように、本組合は漁場環境保全への関心度が高く、漁場環境の調査及び環境整備等その積極的な活動が環境保全対策を推進するのみならず漁場生産の発展に寄与しており地域社会、住民との有機的な連繫をはかりつつ、地域産業及び文化の発展に大きく寄与していることは他の模範とするところである。

## 2. 漁場保全に尽力した功績顕著と認められる事項

### ア. 漁場環境調査に関する事項

- ① のり漁場の水質調査は、月2～3回実施し、栄養塩類等の水質状況に応じた効果的なのり養殖漁場の自主管理を行うとともに、更に病虫害の発生及び流出油事故等による漁業被害の軽減を図る等の指導を行い、地域の関係組合の指導的役割を果たしている。
- ② 漁港及び周辺漁場の赤潮プランクトン・水質調査は月1回実施し、赤潮発生時には毎日行い、徹底した水質管理によって活鮮魚流通基地としての機能を十分に発揮する基盤づくりの重要な一翼を担っている。
- ③ 漁場環境調査等を行う生産研究課には専任の職員2名を配し、生産の指導を行い、漁業経営の安定を図っている。
  - 水質分析室 45 m<sup>2</sup> (2室)
  - テレビ付顕微鏡 (赤潮プランクトン等の同定)
  - 水質分析機器 (水質一般項目, 栄養塩類等分析)
  - 原子吸光分析機 (微量金属等13項目分析)
- ④ 赤潮情報交換事業及び漁業公害調査指導事業を実施し、地域の中核となって指導的な役割を果たしている。

### イ. 漁場油濁被害防止対策に関する事項

- ① 油濁被害防止には、次のものを備えて被害の軽減に努めている。

○ オイルフェンス	40 cm × 25 cm	1,300 m
○ 油 吸 収 材 (ウレタンホーム)	50 cm × 50 cm × 2 cm (昭和54年補填)	1,000 枚 2,000 枚)
○ 流出油回収器具	た も 網 杓	200 本 200 本

② 突発事故等緊急連絡の拠点組合であるとともに、のり漁場の監視を行い、船舶事故の発生防止及び流出油の早期発見に努めている。

ウ. 廃棄物に関する事項

① 昭和56年度漁場クリーンアップ試験調査事業を行うとともに、県が実施した「海づくり公園」と垂水漁港での遊漁者の「ゴミ」に対する意識調査に協力した。

② 遊漁者のための「海づくり公園」の開設は、遊漁者が「ゴミ」を意識的にゴミ箱に入れ、ゴミの処理が十分に行われることから漁場へ流入する廃棄物の発生防止に寄与している。

○ 廃棄物の処理量	8,500 m <sup>3</sup> / 年間
○ 入 場 者 数	188,000 人 / 年間

③ 海洋レジャー人口の増加に伴ない、漁港岸壁や海浜で投棄される廃棄物量の増加は、漁港機能の低下を招き、漁村環境の美観をそこなう。

このため、組合婦人部は漁港に設置したゴミ箱及び岸壁・海浜の清掃を月3～5回行い、水産研究会（青壮年部）は漁場又は港内の清掃を月1回行い、漁場へ流入する廃棄物の除去につとめている。

○ 婦 人 部	岸壁及び海浜の清掃	3～5回 / 月
	廃棄物処理量	300 m <sup>3</sup>
	延作業員数	4,048 名
○ 青 壮 年 部	漁場又は港内の清掃	1回 / 月
	廃棄物処理量	50 m <sup>3</sup>
	作業従事船	37 隻

④ 本組合は、のり養殖業の興隆とともに発生する多量の使用済のり網を他産業

への転用を積極的に推進し、省エネルギー化に努め廃棄物化への抑制をしている。

のり養殖業者は漁場に使用したのり網を全て回収し、選別後の他産業転用網を組合へ渡し、組合が一括管理し、処分している。このことは他の模範とするところである。

。使用済のり網 (  $1.5 m \times 18.2 m$  ) 50,000枚/年

- 。 転用先 (i) 園芸用 ……………ブドウ棚, 豆棚, きゅうり棚等
- (ii) 保護棚用 ……………猪, 鹿, 野犬, 野鳥等
- (iii) 資材用 ……………農業用暗渠排水下床用資材等

(モミガラの代替品)  
100m 約3,300枚  
土木用排水管緩衝材等

(iv) 管理用 ……………ビニールハウスの防護用資材飛散防止用等

エ. 水産加工排水対策に関する事項

沿岸漁業構造改善事業 (昭和53年度) により整備した総合水産加工施設は加工場を集中化し、加工排水の集中処理によって水質汚濁負荷量の減に努めている。

- 。 加工量 しらす・ちりめん 338トン
- いかなご 135トン

オ. 水産資源の培養に関する事項

当組合は、国、県及び市の協力を得て各種魚礁を設置し、水産資源の育成を図るとともに、魚介類の放流を行った。

魚礁 ( $1.5 m$ 角 )	築 い そ	ヒューム管	機 帆 船	廃車市電等
6,774 個	19,429 $m^3$	5,490トン	59 隻	65 台

(昭和56年までの実績)

。 昭和 5 6 年度魚介類放流実績

種 類	放流位置	放流量	放流日
あいなめ	垂水沖	350 kg	5月19日
赤貝	舞子沖	50 kg	5月23日
くるまえび	須磨浦沖	20万匹	7月13日
まだい	垂水沖	1,000匹	7月23日
ひらめ	垂水沖	500匹	7月23日
くるまえび	須磨浦沖	30万匹	8月1日
あさり	舞子沖	130 kg	9月19日

福井県小浜市漁村青壮年連合協議会（農林水産大臣賞）

1. 推 せ ん 理 由

小浜市漁村青壮年連合協議会は、昭和48年以来漁場の退廃が目立ってきた小浜湾の漁場保全について、積極的かつ精力的に取り組み、これまでに467トン（堆積量にして933m<sup>3</sup>）に及ぶ大量の堆積物の回収と約30km<sup>2</sup>の海底耕うんおよび清掃を行い、漁場の回復を図ってきた。

一方、栽培漁業の推進に当っては、昭和44年以来クルマエビ16,300千尾、ガザミ2,260千尾、赤貝310千貝の種苗放流を実施し、資源の増大に努めるとともにクルマエビの中間育成についても積極的に研究に取り組み、本県における先駆的役割を果たしてきた。

このような長年に亘る努力は、減少傾向にあったクルマエビ資源を見事に回復させ、昭和56年度生産量において倍増させる成果を得た。

このことは、昭和57年2月全国漁村青壮年婦人活動実績発表大会において高い評価を受け、水産庁長官賞に輝く榮譽を得ており、昭和57年度豊かな海づくり大会の表彰に値すると判断し推せんに及んだものである。

2. 功 績 調 書

(1) 団 体 名

オバマンギ、ソンセイソウネンレンゴウキ、ウギカイ  
小浜市漁村青壮年連合協議会

## (2) 団体の概要及び活動内容

会 員 数 40名

役 員 会 長 1名 副会長 1名 理 事 4名

この研究グループは、漁協合併前の旧漁協単位で設立されていた4研究グループの連合体として設立されている。

このグループは設立以来アワビ、クルマエビの放流、海苔の養殖を始めとする各種の増養殖事業及び魚礁づくりを実施しているが、その前提条件となる漁場保全こそが最優先されるべきであるとの考え方から、昭和48年以来海底清掃耕うん事業の名実共の推進母体となっている。

また、各会員は浜のゴミ、海底のゴミについて、日常の生活や作業時においても回収に心掛け、その活動については農林放送事業団製作の映画に紹介されている。

## 3. 漁場保全に尽力した功績顕著と認められる事項

昭和48年以降、連年に亘って、えび槽網を改良した曳網を用いて掃海作業を実施し、またえび槽網、貝桁網を操業する全船が入網したゴミの持帰りを励行した。昭和56年までの堆積物回収量は467トン(堆積量にして933 $m^3$ )にも及んでいる。これと併せ、海底の清掃耕うん事業を推進し、この間効率の良い耕うん機を工夫改良するなどし、これまでに30 $km^2$ の清掃耕うんを行い、底質の改善を図った。

一方、資源の増大を図るため、昭和44年以来クルマエビ等の種苗放流を実施しているが、このような長年に亘る漁場復旧保全の努力と相俟って、従来500~800 $kg$ であったクルマエビ生産が1,300 $kg$ を上廻るものとなった。またナマコ漁場の拡大が図られるなどの波及効果もあり、西津地区を例にみると、昭和46年当時総水揚高の20%であった湾内漁業生産高が、最近では35%に上昇し、湾内漁業の比重を高め得ている。このことは漁業経営にとって燃油節減効果ももたらしている。

以上の掃海、海底耕うん事業のほか、本協議会は、昭和50年以降、ステッカー、ゴミ箱、立札、焼却炉等各種の手段によって海の美化運動を漁業者のみならず地域一般市民に働きかけ意識の高揚を図って成果を挙げており、本協議会による漁場保

全の実践活動とその成果ならびに地域環境美化に果している役割りは高く評価される。

山口県平生町漁業協同組合（水産庁長官賞）

## 1. 推 せん 理 由

平生町漁業協同組合は、漁協婦人部が生活環境改善運動の一環として、昭和48年から毎月定期的に海岸の清掃運動を開始したことに端を発し、組合員、青年部、婦人部が一丸となり漁場環境保全のための地味ではあるが、着実な実践活動を継続している。

このことは、漁業者のみならず地域住民の強い共感を得るところとなり、51年の「地域環境整備協議会」、53年の「平生町の美しい海岸を育てる会」を発足させるための大きな原動力となった。

平生町漁業協同組合の豊かで美しい海を守る熱意と地道な実践活動が平生町住民に対し漁場保全の意識の高揚を図り、多数の住民を「平生町の美しい海岸を育てる会」の運動に参画させた功績は大であり、平生町漁業協同組合の漁場環境保全運動は、県下漁業協同組合の模範となっている。

## 2. 功 績 調 書

(1) 団 体 名            ひらおちょう  
                         平生町漁業協同組合

(2) 団体の概要及び活動内容

平生町漁業協同組合は、山口県瀬戸内海東部の伊予灘に面し、組合員191名（うち正組合員124名）と本県では平均的規模の組合である。

漁業は、小型機船底びき網漁業（73隻）、いわし船びき網漁業（3統）、建網漁業（28隻）が周年を通じ平生湾・伊予灘で操業されている。

昭和56年度の漁獲高は、4億5千万円で、広島、京阪神方面へ総て組合の自営運搬車で共同出荷されている。

平生町漁業協同組合の漁場保全活動は、漁協婦人部が、昭和48年から始めた毎月1回の漁村集落周辺の海岸清掃運動が心ある組合員の生活の場である沿岸漁場のゴミに目を向けさせることとなり、これが操業時に拾得したゴミの持ち帰り

運動に発展した。50年からは毎月1回の海岸清掃及び拾得ゴミの持ち帰り運動が組合全体の活動として定着し、今日に及んでいる。

このほかゴミの効果的な処理を図るため海岸地区に簡易ゴミ焼却炉を設置(40ヶ所)するなど広範で着実な漁場環境保全のための運動を展開している。

一方、53年には平生町漁業協同組合のたゆまない活動が一般市民の環境保全に対する認識を高め、町内17団体が「平生町の美しい海岸を育てる会」を結成して、毎年7月に平生町海岸線全域の清掃活動を実施するところとなり、名実ともに地域ぐるみの漁場保全運動として発展着定した。

### 3. 漁場保全に尽力した功績顕著と認められる事項

- ① 平生町漁業協同組合の地道な漁場保全に関する実践活動と豊かで美しい海を守る熱意が町民の多数を参画させる「平生町の美しい海岸を育てる会」に発展させ、広く漁場保全に関する意識の啓発に功績があったこと。
- ② 「平生町の美しい海岸を守る会」結成後も海岸清掃、ゴミ持ち帰り運動を継続して実践しており、その活動が県下の漁業協同組合の模範となっていること。

## Ⅵ. 中央審査会委員の異動

当基金 中央審査会委員の来住史郎氏が人事移動に伴ない昭和57年7月15日付をもって委員を辞任され、代って 斎藤和夫氏が委員として委嘱された。

新	旧
斎藤和夫	来住史郎
(日本船主協会) 法規専門委員会委員	(同左)

## Ⅶ. 沿岸漁業と環境(1)

### — 開発の意義を問う —

全国漁業協同組合連合会

考査役 西 尾 建

#### はじめに

今年の干支は戌，ところで12年前の戌年の昭和45年は，ひとことで言って，公害に明け公害に暮れた年であった。ありとあらゆる種類の公害が頻発したのに対して，全国各地の被害者はもちろんだが，一般市民の間にも公害に反対する運動が盛り上がり，ジャーナリズムも口を開けば公害追放を謳い，こうした強い世論を背景に，国会も公害対策基本法をはじめ，関係14法案の改正・整備を一気に審議し，俗にこの年の第64臨時国会は“公害国会”と呼ばれた。

しかし漁民にとって，せつかくの法律も転ばぬさきの杖とはなり得なかった。というのはその後の47，48年には，水銀やPCBによって一部沿岸の魚介が汚染されていることが判ったため，魚市場からは荷受けを拒否され，一方市民も魚離れをおこして魚価が暴落するなど，いわばいわれなき被害者としての受難を強いられたからである。

魚介の汚染がまだ明らかにされていなかったころ，漁民なるが故に，日頃魚をたくさん喰べたということがあったかもしれない。それが突然このような騒ぎに巻きこまれたとき，漁民は水銀をはじめ各種の有害物による潜在的中毒患者かもしれない，という恐怖に脅かされた。とくに乳のみ児をもつ若い母親たちの心労は，はた目にも痛いほどであった。それだけでも被害者の立場にあったのに，さらに経済的にも手痛い目に遭わされたのである。

だから漁民は，人一倍公害を憎み，漁場の環境保全のために，いまなお厳しい姿勢をとり続けようとしているのである。



## 環境問題の原点

### — 公害という名の犯罪 —

日本の公害には、他の工業先進国にはない際立った特徴がある。その第1は、公害という言葉に含意されるその内容や範囲であり、第2に公害対策の基本的考え方がそれである。

公害対策基本法に規定された7種類の典型公害は、国民の健康および生活環境に密接な関係を有する項目といわれるが、たとえば人間の健康に関し規制の対象に指定されているものは、そのほとんど全部が、かつて回復不能な重大障害もしくは死亡の原因となった、極めて不幸な前歴をもったものに局限されている。

また一方、生活環境項目といっても、自然の生態系の保全については、全く触れられていない。ちなみに、他の法律体系のなかでも、限られた保護しか行われていない。

これを換言すると、日本の行政は、悲劇的な人間の健康被害が出るまでは、法律をタテに頑として立件しないという悲しい伝統をうち樹て、それを何の疑いもなく墨守していることになる。

しかも公害被害が生じた場合でも、二度と再び同様な被害が発生することを厳しく抑止するための司法ないし行政的措置、すなわち原因者に対して発生源をとり除く、いわゆる原状回復あるいは差止めを命令することには、実はそれほど熱心ではない。とくに幸か不幸か、被害が経済的損害の範囲に止まった場合には、金銭補償の示談をもってこと足れりとする風潮が強い。

その結果、早い時期に開発された地点から順次水質汚濁が拡がって、隣接地が次々と将棋倒しに漁業権を放棄せざるを得なくなった。加えて埋め立てなど直接的理由で放棄した漁場を合わせると、その面積は、実に我が国の漁場の4分の1に達するが、これだけのものが、戦後高度成長の陰で、漁民の手から奪われてしまったのである。

そのうえ問題なのは、今日流行語の一つとなったアセスメントであるが、そこでは公害対策基本法に言う環境基準が逆手に悪用されて、あたかもそれが汚染許容の限界値であるかの如き取扱いが定着しつつあることである。

本来は、汚濁から回復させる当面の行政の努力目標であったはずの環境基準が、いつのまにか開発の免罪の基準に変身しているし、それを行政自からがあえて当然として憚る様子も見えない。

確かに行政的には、そのことによって公害事件さえ発生しなければ、環境保全はできていると自賛できるかもしれない。しかしそれはたまたま事件とはならない範囲で傷害殺人の前科をもつ有害物質の放出を、企業に許したことになる。法律を裏側から読むことによって、環境汚染を官許しているにひとしい。

さて日本のいわゆる公害に関する限り、その原因と結果とを結ぶ因果関係（たとえば食物連鎖を通しての生物濃縮など）や経路は、すべて明らかにされており、また発生源での防除手段も技術的には既に確立されているものがほとんどである。だから今日以後、もし10年前のような産業公害を発生させたとしたら、その原因者の行為は未必の故意による刑事犯罪と言っても言いすぎにはならないと思う。

さらに言うと、そのようなことにならないよう、指導・監督する立場の人たちの責任が、いよいよ重大であることを示唆していることになる。

ところが現実には、経済活動や景気の好・不況によって、環境行政が右に左に大きく揺れており、前途は必ずしも楽観できないように思う。さきごろも話題となったが、いま以上に厳しい公害防止対策は、経済浮揚の足枷になるという理由で、企業も通産省もアセスメント法や湖沼水質保全法に反対している。またそれに止まらず、あろうことか自からは党環境部会長であり、環境政務次官を経験した現職国会議員が、環境庁不安を公言している。たてまえはともかく、環境問題が国政レベルでは真剣には考えられていないということであろうか。彼らにとって、国土とか一般国民とかは、どのようなものなのであろうか。

日本の国土の保全はおろか、公害の絶滅さえ達成し得ないであろうし、“国破れて山河あり”ではなく、“国栄えて山河滅亡”ということになってしまうであろう。そしてそのことが、新たな国際的経済摩擦の導火線ともなりかねないことには思い及ばないのであろうか。危うい哉。

#### — 公害と環境保全 —

しかしそうは言っても、確かに昨今ではさしもの公害事件も、一頃に比べて比較にならぬほど鎮静化し、少なくとも見た目には海山のきれいな自然がとり戻されつつあるように見える（後述する公共事業に名をかりた、大規模環境破壊は依然続いてはいるのだが）。しかしこれをもって満足すべき状態とするわけにいかないことは明らか

かである。なぜなら公害事件の有無，すなわち公害対策法に定めた項目を吟味するだけでは，真の環境保全の程度を測り得ないからである。

水質や大気，いわゆる ppm で表される分析値が，ある地点のある瞬間における実態を示していることを疑うものではないが，そのような殺那的・物理・化学的水質の測定値が，たとえ現行法の基準を満たしていたとしたところで，その水域で安定した，しかも正常な漁業を営むことができなければ，すなわち生態系が維持されていなければ，その環境保全が十分行われているとは言い難い。

さらに言うと，国も個人も，誰しもより良い生活を指向して努力しているのだが，その良い生活ということのなかに，良い環境の下に住むという含意のあることは否定できまい。だから公害事件さえ起きなければよいとするような住民環境は，決して快的な良い環境と呼ぶことはできないのである。

公害が無いということは，環境保全にとって必要な前提条件ではあっても，十分条件ではないということである。

それでは環境保全の実を挙げるために，我々は何にをすべきであろうか。

#### — 環境を考える3つの視点 —

海，とくに沿岸漁場の環境は，陸上における人類の営み，社会活動を写す鏡であると言いうことができる。

なぜなら，産業・生活排水は言うに及ばず，固体・気体廃棄物が排出されると，直接・間接いずれはそのすべてが海に入り，そこであらためて人類その他への影響を発現するからである。DDT や PCB が，遠く南極や北極の動物の体内から検出されているが，人間社会の及ぼす環境影響の大きさが推し測られよう。

しかも今日の文明生活は，企業が生産した大量の消費財によってはじめて維持され，大量の廃棄物が排出されることで成り立っている。

だから環境をどうするかという基本的な考え方がしっかりしていないと，物が豊かになればなるほど，そして景気が立直るにつれて，国民の指向する良い生活が遠のいて行くおそれがある。政治・行政の真にあるべき姿勢が問われるのは，実にこの点である。経済浮揚のための内需拡大も結構だが，その結果良い環境が失われては，元も子もなくなってしまふ。

要するに環境問題を考える視点の第1は、いつまでもいわゆる公害対策にばかり噛りついてはいけないということ、第2は今日の文明生活との関係を吟味することである。

そしてそのような反省も検討も行わないままに、旧態依然たる成長一筋の開発しか考えないことに対する批判が第3の視点である。

第1の課題はすでに述べたので、以下に第2、第3の問題について、筆を進めたい。

### 文明に蝕まれる環境

#### — 誤った新技術の導入 —

シベリア大陸とインド洋とを遮って、いわば屏風のような働きをしているチベット高原がもしもなかったら、シベリア寒気団がインド洋に吹き抜けてしまうため、日本は常春の国となり、暖・冷房用エネルギーの心配など、全く無用で済ませられるに違いない。しかしその反面、四季もなくなるし、梅雨期も降雪もなくなって、乾燥と水資源に大いに悩まされるはずだという説がある。

さて日本の気候は、高温となる夏季に降雨が多く、湿度も高く、欧米諸国の夏乾・冬湿の気候と際立った対照を見せている。そしてこれが文化をはじめ、東西のあらゆる相違をうみ出した原因になっていると指摘する人がいる。

この夏季高温多湿な日本は、昔から農耕地に繁茂する雑草に人一倍苦勞させられてはきたのだが、独特の水田稲作法を発明して、それなりの対策に成功したといわれる。そればかりでなく、この水田灌漑法によって、2000年も稲を連作しつづけながら、なお地力の保持を可能にし、日本個有のすぐれた稲作文化を完成させた。

欠点を抑え、長所をひき出した先人の見識と努力とは、もちろん高く評価されなければならないが、日本が本来恵まれた風土の国であったことは、疑う余地がない。

ところが敗戦後、食糧増産を急ぐのあまりとは言え、雑草の悩みのない国の農業技術は無批判に導入普及させたため、農薬や化学肥料を多用しなければならなくなり、経営や採算面ばかりではなく、肝心の地力を大きく低下させる結果を招いてしまったと、鋭く指摘する識者は多い。

新しい技術の導入に際して、慎重なテクノロジー・アセスメントがいかに大切かを示す好例であろう。

## — 農業の文明開化と漁場 —

農業における戦後の文明開化は、化学肥料と農薬の使用にはじまったと言われる。そして今日では、農薬を使わない農業など考えられないと極言されるほど、抜きさしならぬ深みにはまりこみ、そのことが逆に農業環境の破壊を加速しているらしい。

ところで日本で消費される農薬の約半分は、水田で使用されている。その水田に散布された農薬は、10数パーセントしか水田のなかにとどまらず、施用した大部分は用水路に流れ出し、最終的には河川を通じて海に入るといわれている。筆者が田植時に施用された有機リン系農薬について行った調査でも、少なくともその数パーセントは、直ちに沿岸海域に流入することが確かめられた（『生態化学』1巻3号，1978年，サイエンティスト社刊）。

さて、近代文明が農業に導入されたことで生じたマイナスの影響を時系列的にみると、農業環境の破壊が顕在化するはるか以前に、漁業環境が蝕まれ、海産生物の被害という形で発現したことがわかる。いまにして思えば、これこそ農業環境、そして人間への警鐘と受けとめて、この時期に十分手当てをしておくべきであったと悔まれる。

かつて水俣における水銀中毒患者が発生する以前に、魚が岩礁に衝突するという全く信じがたい現象が“見突き”漁業者によって観察、報告されていた事実がある。そしてそれは、魚が水銀中毒にかかっていたためであることが、後日実験的に証明された。

魚、ついで猫の異常行動が報告されたのだが、遂にこの警報が警報として十分には活用されなかったのである。

同じ誤りは繰返してはならない。いまからでも遅くない。農薬についての基本的考え方について、改めるべきは勇断をもって改めなければならないと思う。

さて高校の生物の教科書に出ているのではないかと思うが、動物の“系統樹”を見れば明らかなように、エビやカニなど甲殻類は、分類学的に節足動物に属し、昆虫と極めて近縁関係にある。だから病害昆虫の殺滅に有効な農薬は、とりもなおさず甲殻類にとっても猛毒である。

戦後広く用いられたパラチオンの影響で、当時海産のエビ・カニが、水産統計から一時期全く姿を消し、数年後パラチオンの使用が禁止された後に徐々に復活した実例がある。農薬と漁業環境との関係は、およそこのようなものである。

なるほど現在は、パラチオンほど激烈な毒性をもつ農薬は姿を消したが、程度の差こそあれ、いまなお漁業に多くの悪影響をもつことは確かである。甲殻類ほどには殺虫剤に感受性が高くない魚でも、初夏から晩夏にかけて、河口附近でヘイ死事故が多いことによっても明らかであろう。しかしそれがもはや当たり前と思われているのか、それともその筋の圧力がかかっているのか定かではないが、その多くは報道も報告もされなくなってしまっている。

魚ばかりでなく、53年度には人間さえ農薬によって125名が命をおとしたと、厚生省の人口動態統計に報告されている。また農林水産省農産園芸局植物防疫調の調査資料にも、同年度内に、撒布中に6名、誤飲・誤食によって12名が死亡したとあるし、中毒患者は総計163名と報告されている（両者の差異は、統計のとり方の違いによるらしい）。

これらの現実を正面から見据え、農薬は必要悪だから仕方がないなどという甘えを捨てないと、大変恐ろしいことになるのではないだろうか。

### — 文明の代償 —

近代文明がもたらした便利さ・安直さは、タダで手に入ったのであろうか。

文明の落とし子が、漁業環境を蝕んでいる例は、何も農薬に限ったことではない。合成洗剤も人後におちないし、原子力開発に伴う放射能汚染が、将来大きな環境問題にまで発展するおそれは、非常に大きいと見られている。

いや漁民自身にも問題がある。卵からかえって、卵黄を吸収し尽くした直後の仔魚にとって、最初の天然餌料がフジツボやイガイの卵だという例は非常に多い。だから多少自分たちの作業に支障があるからといって、養魚の生簀網や定置網を防汚剤で染めて、フジツボを全滅させようとしてはいけない。自分で自分の首を絞めるようなものである。防汚剤の主成分である有機錫化合物は、0.2 ppb（100億分の2）という低濃度以下でなければ、クロアワビの浮遊幼生にとって危険だという実験結果があるが、そうだとすると磯根資源に少なからぬ影響があると言わねばなるまいと思う。

このことはまた、発電所が冷却用水の水路に塩素ガスなどを吹きこむ場合にも当てはまる問題である。

もっと広く、一般的環境にかゝわる事例で吟味してみよう。燃料革命で薪や木炭が

使われなくなって、里山の管理がお留守になったから、松茸がとれなくなったのだし、松くい虫が全国にはびこってしまったのである。スプレー缶などに日常広く使用されているフロンガスが、成層圏のオゾン層を破壊すると、太陽から来る紫外線、とりわけ有害な短波長の紫外線が地上でふえるので、皮膚ガンが心配だといって警告されている。

数え挙げれば際限がないほど、多種多様な問題が指摘されよう。それでは一体、文明とは何だったのだろうか。より良い生活のために役立つと思われていた文明だが、環境保全をはかるのなら、逆に今日的文明や肥大化した消費を見直さなければならぬことになりそうである。

#### — 文明の選択 —

だからといって、今日の文明のすべてを否定して、ランプの昔に還れというのではないことはもちろんである。松くい虫の農薬による防除で例示するので、意のあるところを汲みとって頂きたいと思う。

俗に松くい虫と一言で括られているが、松を枯らす直接の下手人は、ヤツノサイセンチュウと呼ばれる、体長1ミリメートルにも満たない線虫の一種で、これを次ぎつぎに伝播させる運び屋がいて、この両者は完全に連繫していて、いわば持ちつもたれつの関係にある。この共犯者は、マツノマダラカミキリと呼ばれる。

昭和52年、林野庁は5年の時限立法で、このカミキリを農薬のヘリコプター撒布で撲滅することを考えた。そして5年間数百億を投入したにも拘らず、ほとんど効果は挙がらなかった。そこで今度は、時限をはずして恒久化し、抑えこみに成功するまで事業を継続させるために、先ごろ法改正が行われた。

さて防除に失敗したのは、第1に松枯れの主犯の根絶ではなく、単なる運び屋を殺滅するという安易さを選択した作戦の誤り、第2に農薬の効果を過信し、カミキリの生態を考慮しなかった技術評価を怠ったことにある。このことを反省せず、今後永久に山林を農薬づけにして、自然の生態系を破壊し続ける制度を確立するのは、明らかに間違いである。

いまかりに、カミキリが年に20個卵を産むとする。そして200頭(♀, ♂各100頭)に対して農薬を撒き、90パーセント殺滅した場合、生残した10つがい

が各 20 個の卵を産むと、来シーズンのカミキリの数は、全く変らない計算になる。一飛び 1 キロメートルといわれるほど行動力のあるカミキリを、ヘリ撒布といえども 90 パーセントの高率で殺せるだろうか。いや駄目だからこそ、被害がふえ続けているのである。

そればかりでなく、巻き添えにした天敵の昆虫や野鳥、そして川や池、海の生物、とりわけ漁業資源涵養に必要な沿岸の水域に、どう配慮しているのだろうか。少しは農薬の使い方を反省すべきでないだろうか。

結論を言うと、松くい虫の効果的防除には、農薬中心をやめて、被害樹の早期伐倒、主犯のセンチユウと一緒に、共犯のカミキリが羽化する前の焼却処分を中心に据えなければならない。

その他、お茶やみかんに、年間 10 回以上も農薬を施用するやり方も、この際は是非吟味して、最少かつ最有効な方法に制限してほしい。農薬慢性中毒症が消費者に顕在化する前に。生産者ばかりでなく、消費者もこれに参加、協力しなければならない。

原子力発電についてのアンケートを見る度に思うのだが、原発は推進すべきだと過半の人は言うが、自分の住居近くでは迷惑だという人が圧倒的多数である。矛盾の典型だと思う。スイッチを入れたら、いつでも電気が使えなくては困ると言う前に、原発で漁場を失った漁民、父祖伝来の土地をダムの中に水没させられた住民の痛みを、自分の痛みとしなければならない。

自分が出したゴミの処理場建設に反対した東京都杉並区民を、エゴイストと非難するのは易しい。しかし本当にそれを笑うことのできる人は、はたして何人いるだろうか。

蝶は欲しいが毛虫はいやだ、などとムシの良いことばかりを言ってはいけない。文明生活は、タダで享受できるのではない。各人がその代償を払う覚悟がなければならない。だから農薬や電気に限らず、文明の選択、文明利用の範囲を制限しなければならない場合だってあるし、今こそそれをしなければならない時であると思うのである。

(以下次号)